

広島地方最低賃金審議会  
令和5年度 第1回  
広島県船舶製造・修理業,  
舶用機関製造業  
最低賃金専門部会  
議事録

令和5年10月5日

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年10月5日（木）13時58分～15時16分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

**【公益代表者委員】**

村上部会長、三井部会長代理、長谷川委員

**【労働者代表委員】**

阿久根委員、佐崎委員、前田委員

**【使用者代表委員】**

出町委員、中野委員、中本委員

**【事務局】**

石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官、山崎労働基準監察  
監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

(1) 部会長、部会長代理の選出について

(2) 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定  
について

(3) その他

議事

### 重弘賃金室長補佐

それでは定刻より早いのですが、皆様揃われましたので始めさせていただきます。ただ今から第一回広島県船舶製造修理業船用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「船舶等製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月21日から27日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので議事に先立ちまして、各委員を御紹介させていただきます。

お手元別冊資料No.1に、船舶等製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘賃金室長補佐

ありがとうございました。では本日は本来であれば労働基準部長の前田より御挨拶をさせていただくところなのですが、所用のため欠席させていただいております。代わりまして賃金室長の石井から御挨拶申し上げます。

## 石井賃金室長

賃金室長の石井でございます。よろしくお願いいたします。本日労働基準部長の前田が所用のため欠席しておりますので、私が代わって御挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、広島県最低賃金特定最低賃金専門部会の委員に御就任いただきましたこと、またお忙しい中、本日の第一回専門部会に御出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

この船舶等製造業最低賃金につきましては、現在時間額 999 円でございますが、本年度も改正の申出がございまして 8 月 4 日広島労働局長が改正決定の必要性について広島地方最低賃金審議会へ諮問を行い、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきまして、同日改正決定等について同審議会へ諮問しているところでございまして、本日から専門部会の委員の皆様には具体的な調査審議をお願いすることになった次第です。

特定最低賃金は地域別最低賃金と異なり、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致の議決を目指して御審議をお願いいたします。

今後数回にわたって専門部会にて御審議を頂くこととなりますが、改正されます特定最低賃金の年内発効に向け御審議をいただきますようお願いいたします。まして私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 重弘賃金室長補佐

では次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

## 重弘賃金室長補佐

では早速入らせていただきます。ここでお手元の特定産業別最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので御承知おきください。

議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員の内から委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

## 石井賃金室長

御報告申し上げます。船舶等製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として村上委員、部会長代理候補として三井委員が推挙されております。以上でございます。

### 重弘賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様御異議はございませんでしょうか。

(異議無し)

### 重弘賃金室長補佐

ありがとうございます。では部会長に村上委員、部会長代理に三井委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

### 重弘賃金室長補佐

それでは、村上部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

### 村上部会長

はい、承知いたしました。ただ今部会長に選出いただきました村上でございます。

できる限りスムーズな審議進行を心がけまして、公正な特定最賃の決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回目の専門部会の議事の(2)「広島県船舶製造修理業船用機関製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

### 石井賃金室長

はい、事務局から資料の説明の前に専門部会における議事の公開について説明させていただいてもよろしいでしょうか。

### 村上部会長

はい、お願いします。

### 石井賃金室長

ありがとうございます。では着座し説明いたします。ではまずお手元の共通資料No.3 通し番号3 ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この運営規程に基づき運営されているものでございます。議事の公開の定めにつきましては、第5条第1項に規定されており、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において出されました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない」という観点を踏まえ、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金におきまして、御審議いただきました。

その結果、今年度の審議及び専門部会における議事の公開につきましては、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定めに該当する場合、非公開とするとされまして、公労・公使の二者の個別協議の場合は、特段の定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合に該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であるということから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、ほとんどが二者のみの個別審議であるということから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回目以降はほとんどが二者協議でありますことから非公開とすることとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。

共通資料のNo.8、通し番号の27ページを御覧ください。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページにも掲載しております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを御了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 村上部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありましたとおり議事の公開については、審議会において議決しております。この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(意見無し)



はい、御意見、御質問は無いようですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいります。

では事務局の方、資料の説明を続けてください。

### 栗林賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本船舶等製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に、審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。

既に御承知のこととは思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して決定されるものであ

り、最低賃金法第 15 条第 1 項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの 2 種類がございますが、本船舶等製造業最低賃金につきましては、お手元に配付しております令和 5 年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和 5 年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、その点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年 8 月 4 日の第 549 回広島地方最低賃金審議会において、「改正決定の必要性有」との答申がなされたので、共通資料の No. 2、通し番号 6 ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料 No. 4、通し番号の 5 ページ、「令和 5 年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の 2 に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料 No. 5 - 2、通し番号の 13 ページ、運営小委員会の議長報告、記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされて

おります。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和4年度最低賃金審議結果一覧を御覧ください。

下の欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の右から3番目に船舶等製造業がございます。

昨年、令和4年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額22円、時間額999円の答申をいただいております。

本年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No.23、84ページを御覧ください。令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和5年1月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇していることから、特定最低賃金改正後の1月から8月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが2種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして広島県作成のリーフレット、「広島県の最低賃金」です。広島県最低賃金が10月1日から970円に改正されたことから新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が970円に改正されたことにより、広島県特定最低賃金8業種のうち、下の欄の5業種は、広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の4業種につきまして

も、改正されるまでの間、広島県最低賃金 970 円が適用となります。

そして、最後に今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小規模事業者の賃上げしやすい環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は 8 月 31 日から制度の拡充をしております。

私からの説明は以上でございます。

### **重弘賃金室長補佐**

では続きまして、広島県船舶等製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要について、御説明させていただきます。

まず、別冊資料の No. 2、通し番号の 2 ページについては、現行の広島県船舶等製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

続きまして、別冊資料 No. 3、通し番号の 8 ページになりますが、昨年の全国の船舶等製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

続きまして、別冊資料 No. 4、通し番号の 9 ページからは、広島県内で実施した船舶等製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年 5 月から 7 月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものとなります。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業および新聞業、出版業については 1 人～99 人規模の事業場、これ以外の業種については 1 人～29 人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査になります。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

続きまして、通し番号15ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となります。

続きまして、通し番号16ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフとなります。

横軸が10円刻み、1,100円以上は100円刻みとなりますが、その時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

続きまして、通し番号17ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものとなります。

続きまして、通し番号18ページが船舶等製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移となります。

次の20ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合となります。規模ごとに時間額999円を下回っている労働者の比率を示しております。

続きまして、通し番号21ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最低賃金額999円を1円引き上げますと6.7%に影響が出るということになります。

続きまして、通し番号23ページ、これは、平成16年度からの船舶等製造業

最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧となります。

はい、私からの説明は以上となります。

#### 村上部会長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から資料についての説明がありました。これにつきまして何か御質問等ございますでしょうか。

(質問無し)

よろしゅうございますか。

ではここで、他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

#### 石井賃金室長

はい、本日現在の船舶等製造業最低賃金の他府県の結審状況について御説明いたします。

結審しているところは4件でございます。まず、北海道、現行 948 円、これが 999 円、と 42 円引上げでございます。

次、埼玉、1,013 円、これが 1,055 円、42 円の引上げでございます。

次に大阪、1,028 円、これが 1,070 円、42 円引上げ。

最後に兵庫、1,034 円が 1,075 円、41 円の引上げ、以上です。

#### 村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは、船舶等製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思えます。

各側意見表明の前に個別に協議する時間は必要でしょうか。労側いかがでしょうか。

**佐崎委員**

労側必要ないです。

**村上部会長**

使側いかがでしょうか。

**中野委員**

15分程度お願いします。

**村上部会長**

はい、承知いたしました。それでは今 25 分ですので 40 分ごろ目安にお戻りいただければと思います。

(使側個別協議)

**村上部会長**

それではお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。

ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず労側からお願いいたします。

**佐崎委員**

はい、それでは意見表明を述べさせていただく前に、本年度も船舶業の特定最賃の改正申出を労側の方からさせていただきますして、審議の必要性有り。そして、今日の専門部会開催に至ったこと、まずはお礼を申し上げたいと思います。

それでは、これから労側の方から意見を述べさせていただきますので、阿久根委員、前田委員、最後に私ということで発言させていただきます。

お願いいたします。

#### 阿久根委員

はい、それでは労側を代表して意見を述べさせていただきます。

本年度は最賃に対しましては、政府方針や消費者物価高、そして地賃の大幅な値上げなど社会的に関心が非常に高まっています。2023年度は広島県の地賃が40円アップの970円で結審されています。

特定最賃においても、産別の優位性を確保しながらの対応が必要であると考えております。

一方、広島県の船舶製造の産別最賃は、近隣の岡山、香川県より低く、県内で働く労働人口も減少しております。それに加えて外国人労働者についても賃金格差や円安などの影響により、他国に流出し人材が集まらない状況にあります。造船産業は今後の見通しとして、2010年頃に大量に建造された船舶の代替えや、社会的に大課題である脱二酸化炭素に貢献する船舶建造の需要が見込まれております。中長期的にも造船市況は拡大していくとされています。ここで賃金を引上げなければ労働者不足に拍車がかかり生産人口も減少する中、さらに生産能力は低下してしまいます。

本日は、将来的にも我々の産業を魅力ある産業にしていかなければいけない



という認識を共有していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

## 前田委員

はい、前田です。よろしくお願いします。

私からは自社及び職場の状況ということであるのですが、まず会社を取り巻く環境、先ほど阿久根委員からもありましたが、円安等のプラス要素もありまして、少しずつ状況は改善してきております。その中で私達従業員、日々業務に励んでいるのですが、今年の夏は特になんといっても暑い、の一言でありました。昨今、春から秋まで熱中症の心配をしないとイケない、注意力不足による災害を防がなければならない、体調管理に細心の注意を払わなければならない、まさに、造船産業は過酷な作業環境と常に危険と隣り合わせの産業を象徴する状況であります。

また、各部署人材不足も顕著でありまして、とにかく人が足りない、その上、コロナウィルス、インフルエンザ、体調不良等によって人が休むと他の者にも影響が出て悪循環に陥るため、非常に心配が尽きない状況が続いております。造船産業につきましては、そういった過酷な環境がある以上、賃金の下支えとなる本産別最賃が他産業、そしてそれを意識している同業他県より魅力を持たせないと、本県の後の造船産業の維持が難しくなるのではないかと、非常に危惧しておりますので、本委員会に置いて建設的な議論が出来ればと思っております。

私からは以上であります。

## 佐崎委員

それでは私の方から意見させていただきたいと思いますが、阿久根委員、それから前田委員の方からは、自社の取り巻く環境、それから近隣県の状況、また、人手不足の観点で意見を述べましたので、私の方からは、年間所得に対する格差改善、この観点で意見をさせていただきます。

まず、企業内最低賃金の関係ですが、我々基幹労連の加盟組合においてそれぞれ企業が厳しい環境に置かれている中で、今年度引上げに取り組んだ結果、基幹労連全体は、単純平均で17万2,813円、時間当たりで行きますと1,077円という結果になりました。したがって、組織労働者の単純平均と比べまして、広島県の船舶業の最賃額とは78円、月額にして約13,000円もの差があるという状況であります。

ちなみに基幹労連の造船部門については、51組合の単純平均で昨年からの時間額に対してプラス48円を確保しております。

次に賃金改善、賃上げの観点であります。定期昇給を除いた企業規模間の平均賃上げ率として、まず、299人以下の組合、こちらについては、賃上げ率として1.78、昨年比で行きますと、プラスの0.82です。

次に300人から999人の組合については、賃上げが2.42、昨年比で行きますとプラスの1.5%という状況です。

最後、大企業の関係で1,000人以上の組合、ここについては3.12の賃上げ、それから昨年比で行きますと、プラスの2.14という状況であります。

次にその他の所得の側面で申しますと、組織化されている労働者については、月例賃金と合わせて年間一時金、こちらの支給もあり、基幹労連の各加盟組合で取り組んだ結果、平均額で行きますと、年間約137万円、昨年比で行きますと約5万円の増額となっております。

したがいまして、組織化されている労働者につきましては、年間所得の引上げは確実に行われているという状況であり、未組織、それから非正規の労働者との所得格差、ここがかなり広がっているという状況を踏まえると、我々喫緊の課題であると受け止めておりますので、この専門部会の中で積極的な金額審議をさせていただければと思います。

### 村上部会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に使側から意見表明をお願いいたします。

### 中野委員

はい、では中野の方から基本的な部分を発言させていただき、その後業界から御出でいただいております方に、自社ならびに業界について発言させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

現在においても企業では、企業経営上の問題として長引いているウクライナの問題がまだまだ残っているようでございますし、そのほかにも、原材料費の高騰、また資材の不足といったいろいろな問題が山積しているとお聞きさせてもらっています。この間の原油価格の高騰も、なかなか痛手を被っているというのを聞いておりますし、企業を取り巻く環境にしましては、厳しい状況に変わりないのではないかと感じておりますし、この業種もそうですけれど、他の業種につきましても、先ほど申しました厳しい状況に変わりはないと、先行きの不透明感もあり、いろいろと不安視されている企業経営者の方が多いように聞いております。特に経営体質の脆弱な中小零細企業におかれましては、依然として厳しい状況に変わりはありませんし、日銀等で、調査で良くなって

きている、回復している、という活字もあるところなのですけれど、これもある程度の規模が対象でございまして、小さいところについては、いまだにギリギリのところまで企業経営を行っているという部分で、厳しい状況に変わりない。ただ物価の高騰と人員の採用といった部分を考えれば、多少の賃上げを考えざるを得ないのかなという部分はありますけれども、あくまでも常識的な部分の金額になるのかなと思っていますし、先ほど申しました中小零細企業におかれましては、なかなか賃金を上げることができないという厳しい状況のところがあるというのも、理解をしていただければと思っています。

それでは続きまして、業界からお出かけいただいています委員の方に、自社ならびに業界の状況を発言させていただきます。

#### 出町委員

私から、上でも揉めたのですけれど、状況としては非常に厳しいですね。何が厳しいっていいますと、鋼材の値段が非常に高くなって、今データとして積算ベースのものと鉄鋼新聞のものそれぞれ単価ありますけれども、両方のデータとも2年半前と比べても8割くらい上がっていますね。船って単年度で受注したものがその年度に引き渡すのではなくて、数年経ってから引き渡すわけですが、その船価が安い鋼材の時に受注したものが今引き渡して鋼材の価格が非常に効いて採算を圧迫していると。弊社も恥ずかしい話ですけど、昨年度非常に大きな赤字を抱えていますし、今年度見通し、黒字で走っているのですが、今非常に厳しい状況と、これは、ひとえに鋼材価格の上昇高止まりが非常に効いているというところで、この状況ですと1円たりとも上げたくないなというのが業界、会社を経営する者の一人としての意見です。

一方、受注量は、結構あるのですけれど、日本のシェアは、正直伸びていま

せん。今年度の上期もです。伸びているのは、中国が8%くらい伸びていますね。今まで中国というのは、自国船を中心に受注していたわけですが、ここへきて結構海外のものも受注しており、中国は、鋼材単価も下がっています。ここ2年でも半分くらい下がっています。当然日本の単価より安いわけですね。そういったところを背景に、おそらく受注しているのだろうと思われますので、正直国際競争力、賃金を上げてでも仕事を取れなかったら不幸になるのは従業員ですからね。そういった観点から大局的な見地から御審議していただきたいというお願いも含めた意見です。

以上です。

#### 中本委員

私の方は、造船とは違いまして、私の方は神田ドックということで、修繕をメインで修繕事業をやっている会社ですので、造船と見方が違うのですけれども、修繕の方はどちらかというと好調です。おおむねいいところをいっています。これは私の所の会社だけではなく、広島県内の修繕業を営んでいる会社、そして全国的に修繕業は良いのだと思っています。弊社の話で言うと、来年度のドックスケジュールもほぼほぼ9割近く埋まっていますし、再来年度のドックスケジュール受注を今取っているという状況で、電気代とか鋼材代とかいろんなものが上がっています。上がっているものに関しては、船主さんの方に、お客さんの方に説明して、それだけ転嫁してもらって価格を上げることが今できているので、そういったところで原価があがってもその分いただけるという形ができているというところで、修繕事業としては非常にいいと。今までコロナの影響で日本の船単価が安かったのが、中国にもって行ってましたけれども、コロナの影響で、中国の方がそれをストップしたのですね。ということで、中

国で出来なくなった船が日本に戻ってきたというようなことも非常に好調を招いた原因なのかなと思っています。修繕事業で言えば、おおむねいい方にみえています。

ただ一方で、中小の造船所、特に内航船をメインにしている造船所若しくは内航しか作っていない造船所に関しては、単純に鋼材が上がってそれが非常にコスト上げているというところで非常に苦しいと。円安に振れたりだとかなくなっていますけれど、要するに、為替影響の恩恵を全く受けないということで、ただ単純に電気代だとか人が集まらないので、スポットで当たって非常に高い単価で作っているとかというところで、中小の造船所、それから内航船を作っている造船所に関しては、非常に厳しいと聞いております。

以上です。

## 村上部会長

ありがとうございました。ただ今労使双方から現状の御認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見が表明されました。

各側の意見表明を踏まえてお互いに御質問がございましたらお願いしたいと思います。

労側何か御質問は使側にありますでしょうか。

## 佐崎委員

はい、一点ほど質問をさせてもらいます。今使側の方からの御意見をお伺いしましたら修繕船の方は、好調になっているという一方で、内航関係また新造船そういったところが、鋼材価格の高止まりというところで非常に厳しい、ということでありました。そういった中で、直近、一昨年、昨年、その状況と

比べて今の状況は少しずつ、良くなっているのか変わっていないのか、そういったところを比較で聞かせていただければと思います。

#### 村上部会長

使側御回答いただけますか。

#### 出町委員

良くなっていないと、潰れちやいそうな弊社状況なので良くなっていると思うのですが、正直 22 年度の決算というのは 3 桁億円の赤字、今年は良くなっているという意味では良くなって、通期見通しは黒字で出していますけれど、内実ここで公開されるということであまり言いにくいのですが、状況としては非常に厳しいので、正直去年が無茶苦茶悪すぎるので、良くなっているといえは良くなってきているのですが、世間体見ればとても良くないので、そういう理解でいただければと思います。

#### 佐崎委員

はい、わかりました。

#### 村上部会長

よろしゅうございますか。それでは使側いかがですか、何か御質問はございますでしょうか。

#### 中野委員

別にありません。

村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは金額提示の方に移りたいと思います  
が本日具体的な金額提示は可能でしょうか。労側いかがでしょうか。

佐崎委員

労側、金額提示させていただきます。

村上部会長

ではお願いいたします。

佐崎委員

提示する前に10分以内、打ち合わせさせてもらっていいですか。

村上部会長

はい、承知いたしました。使側は、金額提示はなさいますか。

中野委員

はい。

村上部会長

わかりました。打ち合わせは使側のほうはよろしゅうございますか。



**中野委員**

はい、結構です。

**村上部会長**

はい、では労側今 35 分ですので 15 分後にお戻りください。

(労側個別協議)

**村上部会長**

それではお戻りいただきましたので、金額提示をお願いできればと思います。

労側お願いいたします。

**佐崎委員**

それでは労側の方から対局的な立場で、労働運動というところで金額提示をさせていただければと思います。

労側の要求額につきましては、特定最賃の優位性、ここを目的としまして昨年の広島県の船舶業の最賃額昨年の広島県の最賃額、こちらの対比率が 1.07% でありまして、その 1.07% の対比率から 0.01% を改善した金額、それからもう一つの根拠といたしましては、先ほど基幹労連の造船部門の 51 組合で企業内最賃の単純平均で引き上げた額ということでプラスの 48 円、1,047 円で金額を提示させていただきます。

**村上部会長**

はい、ありがとうございました。プラス 48 円、1,047 円 of 金額提示をいただ

きました。それでは使側、金額提示をお願いいたします。

### 中野委員

先ほど業界からの委員のお話にもありましたのですけれども、造船業界の中でもそれのお仕事の内容によって良いところと悪いところがあるという部分でございますけれども、先ほどから言っておりますように、私どもあくまで特定最賃という最低ラインの部分を決めるところなので、一番中小零細で影響のあるところのことを考えますと、なかなか昨年ほどまでにもかえていないという部分を感じておりますので、昨年 22 円だったのですけれども今回は 20 円を提示させていただきます。

### 村上部長

はい、ありがとうございます。ただ今使側からは 20 円アップの 1,019 円の御提示をいただきました。ということで両側から金額提示をいただいたのですけれども、本日個別協議に入ることも、個別協議に関しては本日御提示いただいた金額を踏まえて各側で御相談の上で二回目に個別協議に入るということも可能でございます。労側いかがでしょう。

### 佐崎委員

今、使側の方から 20 円 of 金額提示がありましたが、次の二回目の時に労側として歩み寄れるかというところも含めて少し検討期間をください。

### 村上部長

はい、承知いたしました。使側いかがでございましょうか。

## 中野委員

我々もこの金額以外考えておりませんし、考えられないので本日はこれで結構です。

## 村上部会長

承知いたしました。それでは本日は両側から金額の提示をいただいたところで終了とさせていただきます、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

それでは次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いいたします。

## 重弘賃金室長補佐

それでは次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただき、次回は10月18日水曜日10時から3号館1階15号会議室での開催を予定しております。こちらの東隣の法務局が入っているところです。警備受付はございませんので、入館の手続き等はございませんのでよろしくお願いいたします。その次が10月26日木曜日14時の予定となっております。

以上でございます。

## 村上部会長

はい、ありがとうございます。それでは次回の開催は10月18日水曜日10時から3号館1階15号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしくお願いいたします。

いたします。

そのほか何か御発言ございますでしょうか。労側いかがでしょうか。

**佐崎委員**

ございません。

**村上部会長**

使側いかがでしょうか。

**中野委員**

結構です。

**村上部会長**

事務局からいかがでしょうか。

**石井賃金室長**

ございません。

**村上部会長**

はい、では次回の専門部会は金額審議についての審議の大部分を公労、公使による二者での個別協議を行うことから、公開をすることにより個人情報保護の支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様お疲れ様でした。  
ありがとうございました。